

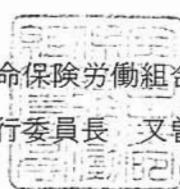
2006年12月26日

金融庁 監督局 保険課 御中



全国生命保険労働組合連合会

中央執行委員長 又曾 芳仁



「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見

今般の監督指針の改正にあたり、生命保険の販売に携わる生命保険募集人の立場より意見を申し述べさせて頂きます。

本指針で示された「意向確認書面」を活用し、より理解・納得した上でお客さまに保険にご加入いただくことは、「生保事業の信頼向上」ならびに「お客さま本位の活動推進」に資するものと考えております。理解できるところです。

しかしながら、「意向確認書面」は、従来の保険募集に関連する帳票とは異なる新たな概念の帳票であることから、現段階に於いては「新たな事務負荷に対する不安」や「お客さまの受け止めに対する不安」が組合員の中に存在することは否定できません。

生保労連では、組合員一人ひとりが「意向確認書面」を前向きに活用していくことが何よりも重要であると考えており、「意向確認書面」の導入目的やその背景等について理解を深めく取り組む所存であります。

かかる認識の下、「意向確認書面」の運用面に関し、以下の諸点について確認ならびに要望させて頂きます。

＜確認・要望内容＞

- ・今般の監督指針の改正については、昨年来、販売勧誘検討チームの各委員が鋭意議論頂いた報告を踏まえたものであり、消費者保護に有効な指針が示されたものと評価している。
- ・一方、監督指針の硬直的な適用等により必要以上の対応が求められることとなれば、お客さまに過重な負担を強いることになり、ひいては販売現場で働く組合員とお客さまとの信頼関係を損ないかねないものと危惧している。
- ・生保労連では、監督指針の例示、形式等に必要以上に囚われるのではなく、お客さまとの信頼関係構築に向けた組合員の前向きな創意により「意向確認書面」を有効に活用することが重要と考えているが、かかる認識が適切なものであるか確認させていただきたい。
- ・加えて、本指針の運用開始以降、販売現場の状況を注視していき、今後必要に応じて実態に基づき提言等を行う所存であり、その際には当局として真摯なご対応をお願いしたい。

以上